

令和8年度 神明小学校 いじめ防止基本方針

富山市立神明小学校

目 次

1 神明小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
(3) いじめの定義	1
2 本校のいじめの実態と課題について	2
(1) 本校の課題	2
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取り組み	2
(2) いじめの早期発見のための取り組み	3
(3) いじめが起きたときの対応	3
4 重大事態への対処について	8
(1) 重大事態とは	8
(2) 重大事態の対応についての留意事項	8

1 神明小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立神明小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「神明小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

(3) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（図 1）を活用して行う。

※ いじめの態様の例

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ いじめが解消している状態の判断について

次の二つの要件が満たされていることが必要。他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

2 本校のいじめの課題について

(1) 本校の課題

- ① 互いを尊重し合う心や思いやりの気持ちを育むために、全教育活動を通して道徳教育を充実させることや、縦割り活動のさらなる充実を図り、温かい人間関係を構築することを今後とも継続していく必要がある。
- ② 冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるいじめが起きることが考えられるので、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ③ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ⑤ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ⑥ 児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- ⑦ いじめを受けている児童が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。

- ⑧ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑨ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ⑩ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 7 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く張って児童たちを見守る。
- ② ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ③ ゲンキッズ作戦や教育相談、生活アンケートを実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ④ 児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ⑤ 児童生徒に貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用するなど、児童生徒の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかける。

(3) いじめが起きたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、すばやく丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「神明いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照① 5 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

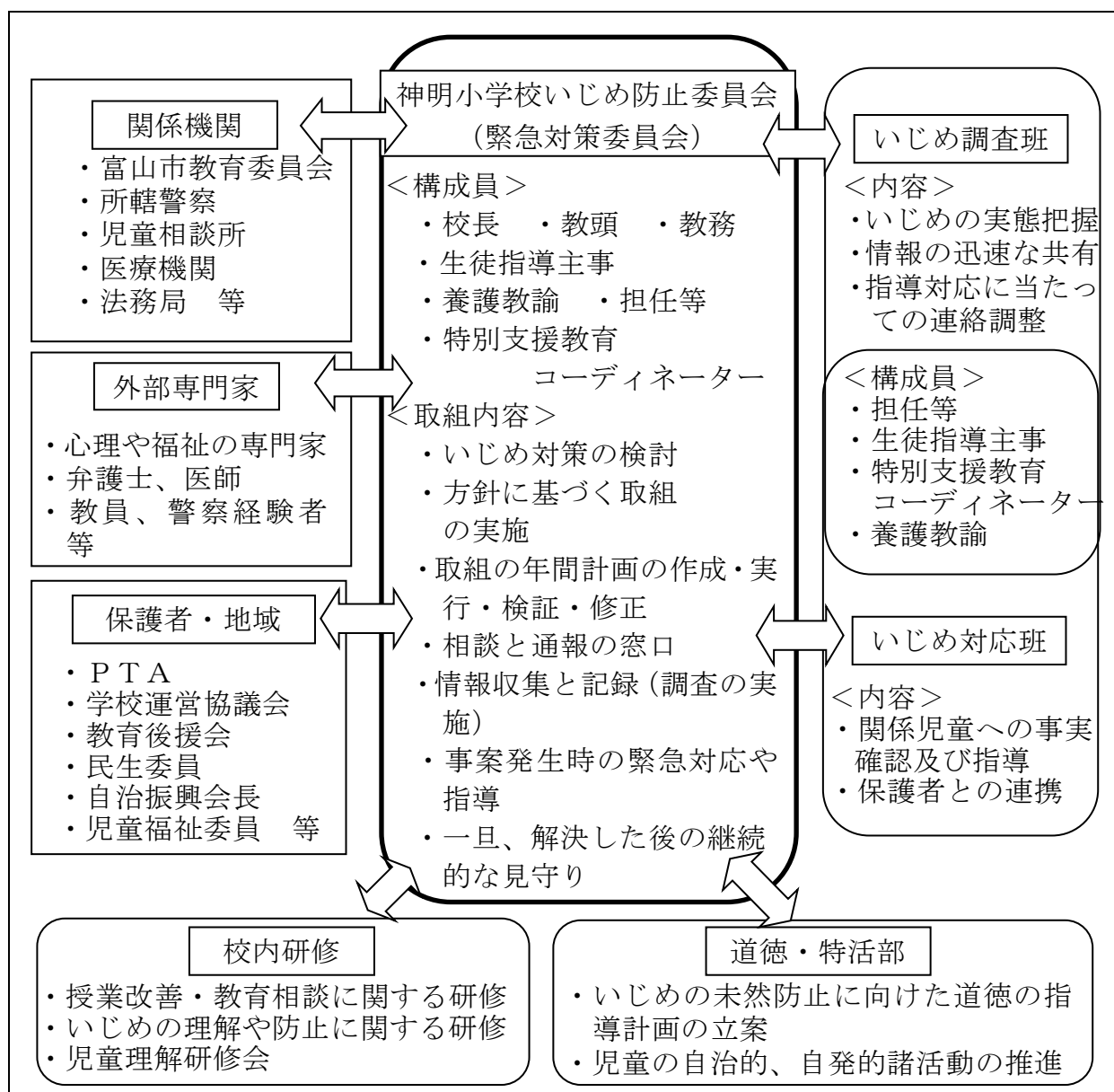
② 6 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童、それぞれの保護者に連絡する。
- ⑤ 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに所轄警察署に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ⑥ いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行

- うなどし、いじめられた児童の安全を確保する。
- イ 必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
- ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ⑦ いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
- ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧ いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ⑨ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ⑩ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ⑪ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑫ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ⑬ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

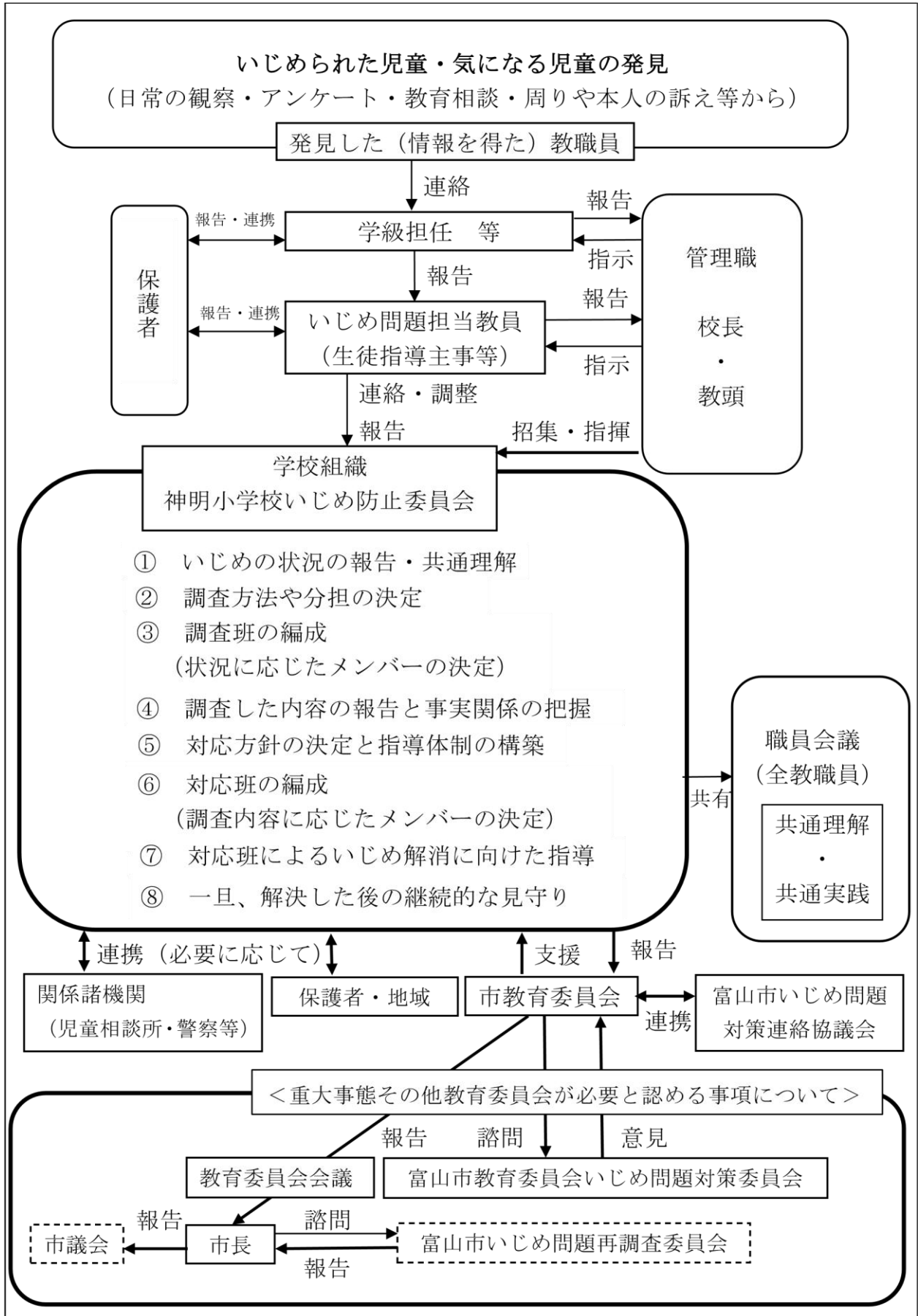
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 神明小学校いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備考
校長	校長	総 括		
教頭	教頭	渉 外		
教務主任	教務主任	調査班		
生徒指導主事	生徒指導主事	調査班		
各担任等	1年担任～6年担任、音楽専科 日本語指導、少人数教育担任	調査班	対応班	
特別支援教育 コーディネーター	特別支援級担任	調査班	対応班	
養護教諭	養護教諭	調査班		

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	<p>神明小学校いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p>	<p>事案発生時、緊急神明小学校いじめ防止委員会の実施</p>			<p>いじめ問題に関する職員研修会①</p>		
未然防止への取組	<p>いじめ実態把握調査</p> <p>①学級・学年づくり 人間関係づくり (学級開き・運動会・集団宿泊学習等)</p>	<p>②人間関係づくり 縦割りファミリー活動 (ファミリー遠足等)</p>		<p>神明っ子児童会による未然防止に向けた自治活動</p>			
早期発見への取組	<p>毎月 生活アンケート</p> <p>教育相談週間</p> <p>保護者学校評価アンケート</p>						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>神明小学校いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認</p>	<p>事案発生時、緊急神明小学校いじめ防止委員会の実施</p> <p>いじめ問題に関する職員研修会② (必要に応じて)</p>			<p>神明小学校いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p>		
未然防止への取組	<p>③学級づくり 人間関係づくり (学級集会・学習発表会等)</p>		<p>②人間関係づくり 縦割りファミリー活動 (ファミリーリレーマラソン大会等)</p> <p>「人権週間」への取組</p>			<p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>	
早期発見への取組	<p>毎月 生活アンケート</p> <p>教育相談週間</p> <p>保護者学校評価アンケート</p>						

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- | | |
|---|-----------------------------|
| <p>① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童が自殺を企図した場合・ 身体に重大な傷害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合・ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 | } これらがいじめによるものである疑いが生じているとき |
| <p>② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (欠席が年間30日以上となった場合)</p> <p>ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する。</p> | |

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。
- ・ 申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。
- ・ 重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、速やかに富山県教育委員会に報告し、重大事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- ・ 市教育委員会の判断を受け学校が調査の主体になる場合、「緊急対策委員会」を母体に、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。
- ・ 市教育委員会と協議の上、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告する。
- ・ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行う。
- ・ 調査に当たっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 調査の実施は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める。
- ・ 加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する。

- 学校自身が、市教育委員会及び学校にとって自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。
- 学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。調査の進捗状況についても、被害児童生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努める。
- 加害児童生徒及びその保護者に対して、被害児童生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 市教育委員会と協議の上、学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を教頭として適切な対応に努める。
- インターネット上での児童ポルノ関連のいじめについては被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

※参照「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」（平成23年3月 文部科学省）

※参照「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月7日 文部科学省）